

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月28日
【会社名】	株式会社明豊エンタープライズ
【英訳名】	MEIHO ENTERPRISE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅木 篤郎
【本店の所在の場所】	東京都目黒区目黒三丁目11番3号
【電話番号】	03(5768)6573
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 安田 俊治
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区目黒三丁目11番3号
【電話番号】	03(5768)6573
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 安田 俊治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 600,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	15,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、平成23年12月5日に当社普通株式の割当先を選定し、当社普通株式の取得の勧誘を行ったことにより開始しておりますが、当社の社内手続に不備があり、本日(平成23年12月28日)に至るまで本第三者割当に係る有価証券届出書の提出が未了となっております。当社は、本日(平成23年12月28日)開催の取締役会決議において募集の詳細条件を決議いたしました。そのため、以下では本日決議した内容について記載するものであります。なお、本第三者割当による新株式の発行は、平成24年2月20日(月)開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において本第三者割当が特別決議により承認されること及び後記「募集に関する特別記載事項」記載の事業再生ADR手続が成立することが条件となります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	15,000,000株	600,000,000	300,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	15,000,000株	600,000,000	300,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、300,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
40	20	100株	平成24年2月27日(月)	-	平成24年2月28日(火)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 当社は割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で本株式の総数引受契約を締結しない場合は、本株式に係る割当は行われませんこととなります。

4. 申込み及び払込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社明豊エンタープライズ 管理部	東京都目黒区目黒三丁目11番3号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
住友信託銀行株式会社 東京営業部	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
600,000,000	2,600,000	597,400,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用は登記費用2,100千円、割当先調査費用500千円であります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額597,400千円の資金使途につきましては、以下に記載する費用として充当する予定です。
(詳細は後述のとおりです。)

具体的な使途	金額	支出予定時期
プレDIPファイナンス弁済	100,000千円	平成24年2月
非保全債権の弁済	100,000千円	平成24年2月
一時停止期間中に発生した利息の弁済	130,500千円	平成24年2月
一部延滞中の消費税の納税	92,700千円	平成24年2月～平成24年3月
開発予定の保有従前建物の解体費用	100,000千円	平成24年4月～平成24年7月
運転資金	74,200千円	平成24年2月～平成24年4月

- (注) 当社は資金ショート危険性を減少させるため、手元流動資金を確保することが急務となっております。このため、調達した資金の使途は、以下のとおり、プレDIPファイナンスによる借入金に対する弁済の費用として100,000千円、非保全債権に対する弁済の費用として100,000千円、一時停止期間中に発生した利息に対する弁済のための費用として130,500千円、一部延滞中の消費税の支払のための費用として92,700千円、開発予定の保有従前建物の解体費用として100,000千円、当社事業に欠くことのできない運転資金として74,200千円を予定しております。

プレDIPファイナンス弁済のための費用

当社は、今後の事業の再構築に向け、強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質の改善を図るべく、平成23年9月26日に産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続」といいます。)を利用することとしました。

事業再生ADR手続の取扱事業者として法務省より認証及び経済産業省より認定を受けている事業再生実務家協会(以下、「JATP」といいます。)に対して、同日事業再生ADR手続利用についての申請を行い、同日受理され事業再生ADR手続の下で事業再生に取り組んでおります。

事業再生ADR手続における平成23年10月21日開催の第1回債権者会議(続行期日)にて、事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)(会議が延期・続行された場合には、当該延期・続行された期日を含みます。)の終了時までの間における当社の事業における継続に欠くことのできない資金に充てるため、同月24日、100,000千円を上限とする極度貸付契約を締結し、事業再生ADR手続の対象債権者たるお取引先金融機関が有していた債権に対する弁済よりも優先的に取り扱うことにつきご承認をいただいております。当社は、当該極度貸付契約に基づき100,000千円の借入を行いました。この度、当該借入の弁済期日(平成24年2月29日)を迎えるため、増資で調達する資金のうち100,000千円を弁済に充てることといたします。

非保全債権の弁済のための費用

当社は、事業再生ADR手続の中で対象債権者たるお取引先金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場からJATPより調査・指導・助言をいただき、平成23年12月7日付で当社の事業再生計画案(以下、「本事業再生計画案」といいます。)を策定いたしました。当該事業再生計画案においては、事業再生ADR手続の対象債権者及びこれに準ずる債権者が当社に対して保有する債権を不動産担保等により保全されている債権(保全債権)と保全されていない債権(非保全債権)とに分類し、非保全債権については、当社の事業キャッシュフローを原資として5年の分割弁済をすることを予定しておりますが、対象債権者たるお取引先金融機関のご理解・ご協力を得るため、当該分割弁済に先立って、当社に対して非保全債権を保有する対象債権者に対して、本第三者割当による払込を受けた後速やかに、増資で調達する資金のうち100,000千円を上記分割弁済に充てることといたします。

一時停止期間中に発生した利息の弁済のための費用

当社は、平成23年9月26日の事業再生ADR手続申請・受理時より手続成立時まで事業再生ADRの対象債権者たるお取引先金融機関への約定利息の支払いを一時停止しておりますが、本事業再生計画案においては、事業再生ADR手続の成立後速やかに、対象債権者たるお取引先金融機関に対して、一時停止期間中に発生した利息を全額弁済することとなっておりますので、増資で調達する資金のうち130,500千円を当該利息の弁済に充てることといたします。

一部延滞中の消費税の支払のための費用

当社は、平成23年7月期の消費税納税の一部を滞納しており、その滞納中消費税の支払いについて増資で調達する資金のうち92,700千円を充てることといたします。

開発予定の保有従前建物の解体費用

分譲マンション開発予定地として当社が保有している土地に残っている築44年の賃貸マンション解体費用について増資で調達する資金のうち100,000千円を充てることといたします。

運転資金

当社の事業の継続に欠くことのできない運転資金として約74,200千円(うち人件費約27,000千円、その他保険料等の間接経費約47,200千円)を使用予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集に関する特別記載事項】

当社は、平成23年9月26日付「事業再生ADR手続の利用申請及び受理に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、事業再生ADR手続による事業再生を目指し、現在、事業再生ADR手続の対象債権者たるお取引先金融機関と協議を進めながら、公正中立な立場からJATPより調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、対象債権者たるお取引先金融機関の合意による成立を目指しております。

当社は、スポンサーによる信用補完及び財務基盤の強化による事業基盤の強化を図るべく、これまで事業再生計画案の策定を進めて参りましたが、平成23年12月5日付「当社を支援するスポンサーの選定に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、株式会社ハウスセゾン(以下、「ハウスセゾン」といいます。)及びフィンテックグローバル証券株式会社(以下、「フィンテックグローバル証券」といいます。)と併せて「スポンサー」といいます。)を当社グループのスポンサーとして選定することが確定し、平成23年12月7日付でスポンサーの意向を反映した本事業再生計画案を策定するに至りました。そして、平成23年12月7日開催の事業再生ADR手続における第2回債権者会議におきまして、当該事業再生計画案の具体的な内容についてご説明いたしました。本事業再生計画案につきましては、今後、対象債権者にご検討いただき、同日付「事業再生ADR手続のスケジュール変更に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、平成24年1月31日開催予定の第3回債権者会議(事業再生計画案の決議のための債権者会議)において、対象債権者の合意による成立を目指してまいります。

当社は、今後は当社グループが最も強みとする不動産(住宅)分譲事業を基盤とし、短期間での資金回収が見込めるタウンハウス事業、中古マンションリニューアル分譲事業を主力事業と位置付け、これらに経営資源を集中するとともに、さらなるコスト削減に努めるなど最大限の自助努力を行う所存です。

また、当社は、事業再生計画案において、対象債権者に対して、債務免除、債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ、以下、「DES」といいます。)を実行していただくことを主な内容とする金融支援等を要請しております。

当社は、上記の金融支援をいただくことにより、当社の債務超過を解消するとともに、今後の新規物件の仕入資金を確保し、抜本的な事業の再生を早期に図るため、後記の「事業再生計画案の概要」に記載のとおり、事業再生ADR手続が成立することを条件としたスポンサーによる資本増強等を図る予定です。

当社の事業再生計画案の概要は以下のとおりです。

記

事業再生計画案の概要

1. 事業方針

(1) 事業の選択と集中

当社グループは、企業活動を継続していくために、当社グループが最も得意とする不動産(住宅)分譲市場において短期間での資金回収が見込めるタウンハウス事業、中古マンションリニューアル分譲事業を主力事業として経営資源を集中してまいります。また、当社の経営が困難な状況に陥った大きな原因の一つである長期停滞中の物件につきましては、売却を優先事項として経営資源を投入し、外部売却による資産のスリム化と資金回収を図ってまいります。

なお、今後の主力事業の事業推進における具体的な方針は、以下のとおりであります。

既存プロジェクト

現在既に保有しているプロジェクト及び仕掛プロジェクト計11プロジェクトについては各々、現状の事業計画に基づき引き続き、継続し完遂する。

新規プロジェクト

事業再生計画初期においては、短期間での資金回収が見込めるタウンハウス事業、中古マンションリニューアル分譲事業を中心に事業展開し、基盤を固め事業再生計画2年目より収益性の高いと考えられる分譲マンション事業について、他社と共同にて事業着手する。

(2) コスト削減

当社はこれまで人員のスリム化、役員報酬及び給与手当の削減、並びに本社移転による賃料の削減等実施してまいりましたが、なお一層の固定費削減のため、事業規模に合わせた適切な人員規模、最適な人員配置による効率的運営を目指してスポンサーとの相乗効果によるさらなるコスト削減を徹底いたします。

(3) スポンサーとのシナジー効果

スポンサーによる信用力の補完による資金調達環境の改善及び新規物件の取得を再開し、スポンサー企業のネットワークを利用した販売網の拡大を図ります。

2. 財務状況及び資本増強策

(1) 財務状況

事業再生ADR手続において、財務デュー・ディリジェンスを行い、保有不動産の評定価額の洗い直し等を行った結果、当社は、前会計年度末現在約19億88百万円の実質債務超過に陥っております。なお、上記資産評定は、事業再生ADR手続に定める資産評価に関する基準に基づくものであり、一般的な企業会計基準とは異なる点にご留意下さい。

(2) 金融支援の要請

当社は、対象債権者が当社に対して保有する債権を不動産担保等により保全されている債権(保全債権)と保全されていない債権(非保全債権)とに分類し、当社に対して非保全債権を保有する対象債権者に対して、非保全債権部分(総額22億66百万円)について、67百万円につきDESの実行、18億55百万円につき債務免除を求める総額19億23百万円(一律84.87%)の金融支援を要請した上で、その残額である非保全債権3億43百万円について、当社の事業キャッシュフロー等を原資として、一時停止時の非保全債権残高シェアに基づき5年の分割弁済とすること等を要請しております。

他方、当社に対して保全債権を保有する対象債権者に対しては、担保不動産等を売却することにより得られる売却代金を原資として、元本の支払いを行う予定であり、そのため、担保不動産等の売却時までの期間、対象債権の残高を維持していただくこと等を要請しております。

(3) 債務超過の解消

当社は、上記(2)の金融支援のうち債権放棄(18億55百万円)及びDES(67百万円)により、事業再生ADR手続に定める資産評価に関する基準上の実態的債務超過を解消いたします。

(4) 資本増強策

当社は、スポンサーによる信用補完及び財務基盤の強化を前提に再建を図ることを目的とし、当社を支援するスポンサーを選定いたしました。スポンサー支援のスキームにつきましては、以下のとおり予定しております。

スポンサー支援の基本方針	第三者割当による新株発行
第三者割当増資により発行する株式の総額	金6億円を予定
割当予定先	ハウスセゾン
割当後の議決権保有割合	51%超を予定

第三者割当による新株発行の割当先としてはハウスセゾンのみを予定しております。フィンテックグローバル証券からは、事業再生計画立案・実行に関する支援及び助言、並びに当社事業資金のファイナンスに関する支援及び助言を賜る予定です。当社といたしましては、不動産開発業務における実績及び信用力を有するハウスセゾンと、不動産のファイナンスアレンジメントに強みを持つフィンテックグローバル証券より支援を受けることにより、当社の再建を果たし、更にシナジー効果としての業績拡大を企図すべく、両社をスポンサーとして選定した次第です。

3. 経営責任及び株主責任について

(1) 経営責任

当社の現取締役は、本計画成立後、全員退任する予定であります。但し、代表取締役以外の取締役については、スポンサーの意向・当社の事業継続上の必要性に鑑みて、新たに取締役に選任される可能性がある点にご留意ください。また、当社は、平成23年12月から当社の取締役の役員報酬をさらに10%削減いたします。

(2) 株主責任

当社のスポンサーであるハウスセゾンは、当社の発行済株式総数の60.82%に相当する普通株式の取得を企図して、総額600百万円の本第三者割当を引き受ける予定であり、株式価値の希釈化が生じる見込みです。

4. 今後の見通し

今後は、事業再生ADR手続の中で、引き続き対象債権者たるお取引先金融機関の理解を得ながら、本事業再生計画案につきましては、平成24年1月31日開催予定の第3回債権者会議において、対象債権者たるお取引先金融機関の合意による成立を目指してまいります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社ハウスセゾン	
	本店の所在地	京都府京都市上京区河原町通今出川下る二丁目栄町364番地	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 井元義昭	
	資本金	97,000,000円	
	設立年月日	昭和62年1月22日	
	事業の内容	不動産の管理・賃貸及び開発	
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社はーとふるセゾン 100%	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項ありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項ありません。
	人事関係	該当事項ありません。	
	資金関係	該当事項ありません。	
	技術関係	該当事項ありません。	
	取引関係	該当事項ありません。	
	c. 割当予定先の選定理由		

c. 割当予定先の選定理由

当社は、事業再生ADR手続における事業再生計画の一環として、当社の債務超過を解消するとともに、今後の当社の主力事業において事業利益を積み上げながら財務基盤の健全化と強化を図り、競争力を強化していくことで、当社の企業価値の再生と向上を図るため、第三者割当による普通株式の発行を実施することいたしました。第三者割当による普通株式の発行は、事業再生ADR手続の中で行われることから、手続的な透明性・公平性を確保するとともに、当社株主や取引先その他の投資者の中から、特に当社事業に深いご理解をいただいております。かつ、今後の当社事業の発展への協力を期待できる企業を選定するため、複数企業を対象としてスポンサー選定手続を行った上で、当該選定したスポンサーに対して第三者割当による普通株式の発行を行うことといたしました。具体的には、平成23年10月中旬より、当社代表取締役社長の梅木篤郎が、当社株主、取引先、証券会社、当社のアドバイザーから紹介を受けた投資家、知人、関係者等の複数の候補者と面談し、当社の事業及び財務状況等の当社のおかれた状況を説明し、また、当社の今後の事業の再生及び事業展開について協議を行うなど、当社普通株式を引受け、今後の当社事業の再生に向けたご支援・ご協力をいただける割当候補先を探索してまいりました。その結果、平成23年11月中旬までに、複数の企業から当社のスポンサーとして支援を行う旨の意向表明書を受領するに至り、当該意向表明書の内容を踏まえ、一部企業を除く4社を対象として最終選定手続を行うことといたしました。最終選定手続においては、4社中3社から最終意向表明書を受領いたしました。当社は、当該意向表明書の内容を踏まえ、各候補先との面談や交渉を進めるとともに、各候補先の事業への理解、今後の協力関係の構築とその他事情を総合的に検討した結果、平成23年12月5日、ハウスセゾン及びフィンテックグローバル証券を当社を支援するスポンサーとして選定した次第です。なお第三者割当による新株発行の割当先としてはハウスセゾンのみを予定しております。フィンテックグローバル証券からは、事業再生計画の実行、当社事業資金のファイナンス、経営・財務戦略の立案等に関する支援及び助言を賜る予定です。当社といたしましては、不動産開発業務における実績及び信用力を有するハウスセゾンと、不動産のファイナンスアレンジメントに強みを持つフィンテックグローバル証券より支援を受けることにより、当社の再建を果たし、更にシナジー効果としての業績拡大を企図すべく、両社をスポンサーとして選定しました。割当予定先の具体的な選定理由は以下に記載するとおりです。

本第三者割当の割当予定先であるハウスセゾンは、昭和62年1月、不動産入居斡旋等を目的に京都府京都市上京区に創業、平成元年7月に現本社を新築・移転、平成3年11月に滋賀営業所を開設し学生向けの不動産入居斡旋業や個人オーナー保有物件の質料保証(サブリース)等にて業容を拡大するとともに、収益不動産一棟売買等も積極的に行ってまいりました。昨今では首都圏における不動産開発業を企図し、平成23年6月に東京支店を開設するなど不動産管理運営業務・不動産開発を長年にわたり行っている企業です。事業再生ADR手続における事業再生計画の一環として第三者割当による普通株式の発行を検討するに当たり、当社は、ハウスセゾン代表取締役社長の井元義昭氏に対して、事業再生ADR手続の一環として事業再生計画案に基づく当社の経営方針や今後の事業方針、それを実行していくためには、債務超過の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の事業資金を確保する必要があるものの金融機関からの借入れでは必要額に達しないという当社の現状を説明し、増資の引受の打診をし、協議を進めてまいりました。その結果、同社より当社の経営方針や当社グループが創業以来、不動産仲介事業や他のデベロッパーとの共同事業を行うことにより培ってきた情報ネットワークによる独自の「不動産情報収集力」及び当社子会社の不動産賃貸(管理)業を軸とした今後の事業方針にご賛同をいただき、同社が今後、首都圏にて展開する賃貸マンション管理業、さらには一棟卸用の賃貸マンション開発事業へのノウハウの共有、同社の不動産情報収集力の拡充とこれによる収益力の強化など、事業のシナジーが見込めるとの判断から本第三者割当を受けたいとの意向を示していただきました。当社としても、ハウスセゾンの資金力を活かした信用補充、今後当社が展開する不動産分譲事業や当社の子会社である株式会社明豊プロパティーズが営んでいる不動産賃貸(管理)事業におけるノウハウを共有することによる協力関係の構築についても検討に値すること、将来に亘る当社普通株式の安定的な保有が期待できることなど総合的に検討した結果、当社は平成23年12月28日の取締役会において、ハウスセゾンを本第三者割当の割当予定先として選定することを決定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

株式会社ハウスセゾン 15,000,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるハウスセゾンからは、当社株式を中長期的に保有する方針である旨の意向を口頭で表明していただいております。また払込期日までに書面により当該意向を表明していただくことについても内諾をいただいております。

また、第三者割当による新株式発行に係る払込期日(平成24年2月28日)より2年間において、本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社に書面により報告する旨、並びに当社が当該報告内容等を株式会社大阪証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての確約書を取得予定であり、割当予定先であるハウスセゾンからは当該確約書の取得につき同意を得ております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先であるハウスセゾンから、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(6億円)の払込が可能である旨の意向表明を頂いております。当社は当該金額に相当する資金が最近のハウスセゾン(同社のグループ会社を含みます。)の預金口座に存在することを当該預金口座に係る通帳の写しにより確認しております。なお、払込資金は自己資金により手当てする旨を伺っております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるハウスセゾンから、同社の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力との関係がない旨の書面を受領しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。また、当社は割当予定先関係者(割当予定先の子会社を含みます。)が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否か、並びに割当予定先関係者について、詐欺、風説の流布、偽計、相場操縦、インサイダー取引等不適切な取引等に係る犯罪行為の犯歴があるか否かについて、第三者調査機関である株式会社J P リサーチ&コンサルティング(東京都港区)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において当該割当予定先関係者について、詐欺、風説の流布、偽計、相場操縦、インサイダー取引等不適切な取引等に係る犯罪行為の犯歴に係る報告はありませんでした。

さらに、当社においても、割当予定先が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人、その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、インターネット等の公に利用可能な手段や、新聞記事検索による調査を行い、当該調査の限り、当該割当予定先が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

本第三者割当による新株式の発行価額40円につきましては、直前営業日から1ヶ月遡った期間の普通株式の終値の単純平均値(94円)、直前営業日から3ヶ月遡った期間の普通株式の終値の単純平均値(77円)、及び直前営業日から6ヶ月遡った期間の普通株式の終値の単純平均値(87円)(いずれも1円未満は切り捨て)を参考にしながら、本第三者割当の割当予定先であるハウスセゾンとの間で協議を重ねた結果、発行価額を金40円といたしました。参考までに、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引成立日(平成23年12月27日)の大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当社普通株式の終値74円に対し約45.95%のディスカウントを行った金額となります。

当社は前記「募集に関する特別記載事項」に記載のとおり、JATPに対して、平成23年9月26日、事業再生ADR手続利用についての申請を行い、同日受理され、同日付で、JATPとの連名で、当社のお取引先金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付いたしました。その後、平成24年1月10日に開催予定の第2回債権者会議続行期日にて、対象債権者に本事業再生計画案の内容につき協議をしていただき、平成24年1月31日に開催予定の第3回債権者会議において当該事業再生計画案のご承認をいただく予定であります。当社としては、かかる事業再生計画案を履行していくために、自己資本を強化し、かつ既存プロジェクトへの資金投入を実施するとともに、新規物件の取得及びこれに係る諸費用等を調達する必要があります。しかしながら、当社は債務超過の状況にあり、経営が非常に厳しい状態にある中において、当社が外部から出資をいただくためには、本事業再生計画案にご理解をいただきつつ、本第三者割当における払込金額は普通株式の時価よりも相当程度低い金額とせざるを得ない状況にあります。そして、普通株式の時価からのディスカウント率の決定に際しては、事業再生ADR手続中である当社の財務状況に鑑みれば、割当予定先にとって当社への出資にはリスクが伴うといわざるを得ず、かかる当社の現状を前提に外部から出資を得るためには払込金額について普通株式の時価よりも大幅なディスカウントが必要である一方、その割合が大きければ当社株式の希薄化規模が大きくなり、既存株主の皆様への影響もより大きくなることから、これらを総合的に勘案して割当予定先と協議を重ねた結果、普通株式の時価に約54.05%を乗じた金額である40円を本第三者割当による募集株式の払込金額といたしました。また、かかる払込金額は、日本証券業協会の定める第三者割当の取扱いに関する指針等に照らし、特に有利な金額に該当するものと判断されるため、本第三者割当による新株式の発行については、会社法の規定に従い、本臨時株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としております。

なお、本第三者割当による新株式の発行は、事業再生ADR手続が成立することを条件としております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成23年7月31日現在の当社の議決権の総数は96,602個であります。これに対し、本第三者割当により発行する新株式15,000,000株に係る議決権個数は150,000個であり、平成23年7月31日現在の当社の議決権の個数に対する割合は155.3%となり、25%以上の割合で希薄化が生じることとなります。その結果、本第三者割当の割当予定先であるハウスセゾンは、新たに当社の親会社(支配株主)に該当することとなります。

したがって、本第三者割当による新株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)

株式会社ハウスセゾン	京都府京都市上京区河原町通 今出川下る二丁目栄町364番 地	-	-	15,000	60.82
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K. (東京都港区六本木6丁目 10-1)	1,104	11.43	1,104	4.48
高島 勝宏	東京都中央区	892	9.24	892	3.62
塚本 英介	東京都大田区	880	9.11	880	3.57
ニュー・ミッション・フ ァンディング合同会社	東京都千代田区紀尾井町4番 5号	460	4.76	460	1.87
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁 目5-33	300	3.11	300	1.22
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 500P(常任代 理人 香港上海銀行東京支店 カスタディ業務部)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋3丁目 11-1)	223	2.31	223	0.90
奥田 薫	京都府京都市左京区	192	1.99	192	0.78
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁 目4-6	191	1.98	191	0.77
服部 満子	東京都世田谷区	190	1.97	190	0.77
計	-	4,432	45.90	19,432	78.80

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 平成23年7月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年7月31日現在の発行済株式総数に、ハウスセゾンに割り当てる本新株式の株式数15,000,000株を加えて算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響

当社は、サブプライムローン問題に端を発した世界的な極めて厳しい事業環境下の平成21年3月より、事業再構築計画、財務体質改善計画、経営合理化計画からなる『経営改善計画』を実施し、有利子負債の圧縮と当社子会社を含めた組織・人員のスリム化、経営の効率化及び経費削減等による財務体質の改善等の自助努力を行ってまいりました。さらに、平成22年10月には、不動産市況が回復してきたこともあり、凍結していたプロジェクトの再開及び新規事業の推進を行うべく、中期経営計画『TAKE OFF 2015』を策定し、更なるたな卸資産の売却によって有利子負債の圧縮を加速させ、また、新規事業への取組み着手に向け準備しておりました。その結果、平成20年2月には約90,000百万円にまで膨れ上がっていた当社の有利子負債を、約5,600百万円にまで圧縮することができました。

しかしながら、依然として有利子負債への依存度が高い水準にあり、お取引先金融機関に対する約定弁済については、安定的に賃貸収入を生む大型保有物件等の売却にて進めざるを得ず、手元資金が逼迫している状況が続いておりました。そのような経営状況の中、本年3月に発生した国難ともいべき未曾有の大災害である東日本大震災によって、再び不動産市況が悪化したことが追い打ちとなって、当社の収益及び資金繰りは急速に悪化し、平成23年7月期においては、約1,416百万円の債務超過に陥り、当社単独での抜本的な再生を図ることが困難な状況に陥りました。

以上のような状況を踏まえ、当社におきましては、今後の当社事業の再構築に向けた強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質の改善を図るためには、お取引先金融機関に対して金融支援をお願いせざるを得ないとの認識のもと、前述のとおり、当社について、事業再生ADR手続の利用を申請し、JATPより受理されるに至った次第であります。

当社は、事業再生ADR手続の中で対象債権者たるお取引先金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場からJATPより調査・指導・助言をいただき、スポンサーによる信用補充等による事業基盤の強化を図るべく、平成23年12月7日付で本事業再生計画案を策定いたしました。策定した本事業再生計画案につきましては、今後、対象債権者であるお取引先金融機関にご検討いただき、平成24年1月31日開催予定の第3回債権者会議において、対象債権者であるお取引先金融機関の合意による成立を目指してまいります。

このように当社は平成23年7月期において債務超過に陥っており、自己資本による資金調達が必要であること、事業再生ADR手続における事業再生計画案の一環として、債務超過の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の当社の主力事業において事業利益を積み上げながら財務基盤の健全化と強化を図り、競争力を強化していくことで、当社の企業価値の再生と向上を図るという目的を達成する必要があるところ、信用力の低下した当社が自己資本の強化なしに金融機関等からの新規融資にのみにより事業を展開することは困難であることから、当社は、新株式の発行による増資を行う必要性があります。また、当社は、ブレイドIPファイナンスによる借入に係る返済期日が平成24年2月29日に迫っていること、当社が策定した本事業再生計画案において、非保全債権を保有する対象債権者たるお取引先金融機関に対して今後の事業キャッシュフローを原資とした収益弁済を行うに先立ち、当該金融機関のご理解・ご協力を得るため一部でも弁済を行う必要があること、対象債権者たるお取引先金融機関に対して、事業再生ADR手続成立後速やかに、事業再生ADR手続に基づく一時停止期間中に発生した利息を支払う必要があること、すでに一部延滞している消費税の支払を平成24年3月までに行う必要があること、開発予定の保有従前建物を解体し新規プロジェクトを実施する必要があること等の事情に鑑みれば、直近の手元流動資金を確保するため、新株式の発行による増資を行う必要性があります。他方、増資の方法としても公募増資や株主割当増資の場合、当社の現在の経営成績に照らし必要な資金が集まらない可能性があり、これらの手法では事前に資金計画を立てることが難しく、事業再生計画案の策定も困難であるのに対し、第三者割当の方法は、増資に先立ち割当予定先の払込みに要する資金の状況を確認し、割当予定先との間で引受契約を締結して実施するため、資金計画を立てやすく、事業再生計画案の策定にも適したものであると考えられます。

上記理由から、当社は、スポンサーによる信用補充・資金調達の方法として、第三者割当による普通株式の発行を行うこととしました。

もっとも、本第三者割当を行った場合、本第三者割当の割当予定先であるハウスセゾンは、新たに当社の親会社(支配株主)に該当することとなり、既存株主の皆様に対しては、以下のような悪影響を及ぼす可能性がございます。すなわち、本第三者割当により発行する新株式15,000,000株にかかる議決権数は150,000個であり、当社の総議決権数の総数96,602個(平成23年7月31日現在)に占める割合が155.3%となり、25%以上の割合で持分割合の希薄化が生じることとなります。よって、本第三者割当を実施した場合には、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすものと見込まれますが、当社といたしましては、本第三者割当により得られる手取金を原資として上記弁済・支払等を行うことにより資金ショートを回避し、企業活動を継続することが既存株主の利益に資すると判断しております。また、当社普通株式の直前営業日から6ヶ月遡った期間の普通株式の終値の単純平均値は87円(1円未満は切り捨て)であるところ、本第三者割当の発行価額は当該平均値から約54.02%ディスカウントした40円であることから、本第三者割当を実施した場合、当社株価が市場において下落するリスクがございます。このようなリスクを最大限回避すべく、当社といたしましては、事業再生ADR手続を速やかに成立させ、事業再生計画を計画どおりに実行していくことを通じて当社の企業価値を向上させることにより、可能な限り従前どおりの株価を維持するよう努めてまいり所存であります。

(2)大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当を行う場合には、上記のとおり既存株主の皆様に対する悪影響が考えられるところですが、当社といたしましては、当社の普通株式の時価を勘案しつつ、自己資本の充実と事業資金の確保という目的を達成し、事業再生計画の実施を可能とするためには大規模な第三者割当による増資を行う必要があると判断しております。

また、仮に本第三者割当を行わなければ、事業再生ADR手続の成立は困難となり、その結果として当社の事業継続や当社株価に悪影響が生じた場合、既存株主の皆様に重大な不利益を及ぼす可能性があることを考慮すれば、本第三者割当によって大規模な希薄化及び株価下落のリスクが生じるものの、将来的に、事業再生ADR手続が成立し、本事業再生計画案を計画どおりに実行していくことにより、当社の企業価値の向上を目指すことが、既存株主の皆様にとっても最善であると判断しました。

このように本第三者割当による当社株式の発行は、事業再生ADR手続を成立させて本事業再生計画案を実施していくために行われるものであることから、その規模は合理的であると考えておりますが、その発行により25%以上の割合で希薄化が生じることとなるため、当社は株式会社大阪証券取引所の定める規則に従って、本臨時株主総会の承認を得ることにより、本第三者割当による新株式発行の必要性及び相当性について、株主の皆様の意思の確認を行います。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の第43期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の提出日(平成23年12月28日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成23年11月2日提出の臨時報告書)

[提出理由]

平成23年10月31日開催の当社第43回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年10月31日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として、梅木篤郎氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、中尾福伸氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、永滋康氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	出席 議決権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	38,067	67	0	10	(注)1	可決(99.82%)
第2号議案	37,977	157	0	10	(注)2	可決(99.59%)
第3号議案	38,040	94	0	10	(注)2	可決(99.75%)
第4号議案	37,995	139	0	10	(注)2	可決(99.64%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は集計しておりません。

2 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第43期有価証券報告書及び第44期第1四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年12月28日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、第43期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年12月28日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年12月28日）現在において当社グループが判断したものであります。

【事業等のリスク】

(1) 不動産分譲事業における市況、金利動向および税制について

不動産分譲事業においては、景気動向、金利動向、地価動向、新規供給動向および不動産に係る税制等の影響を受けやすいため、景気の悪化や大幅な金利上昇、新規大量供給による販売価格の下落など経済情勢に変化があった場合には、お客様の購入意欲を減退させる可能性があり、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、上記経済情勢の変化は、事業用地の仕入れ価格の変動要因にもなり、事業用地の仕入れが計画どおりに進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性もあります。

また不動産分譲事業は、建設業者との間にて工事請負契約を締結し、建物の建設工事を行っております。そのため建設業者の資材・部材の調達において、国内外の経済情勢により価格高騰などが発生した場合には、当社グループの建築費上昇という結果をもたらす可能性があり、その場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 有利子負債への依存について

当社グループは不動産分譲事業における事業用地の取得資金及び建築費の一部を、おもに金融機関からの借入金により調達しており、有利子負債への依存度が高い水準にあることから、現行の金利水準が大幅に変動した場合には、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(変更前)

	平成21年7月期	平成22年7月期	平成23年7月期
売上高(千円)	54,026,965	14,299,488	13,051,894
経常損失()(千円)	8,885,407	1,054,102	2,021,049
支払利息(千円)	1,070,630	500,814	251,800
たな卸資産(千円)	25,041,615	15,298,630	3,883,780
有利子負債残高(千円)(A)	22,284,394	15,809,457	5,645,471
総資産額(千円)(B)	29,550,078	18,465,426	5,877,962
有利子負債依存度(%) (A)/(B)	75.4	85.6	96.0

(変更後)

	平成22年7月期	平成23年7月期	平成24年7月期 第1四半期
売上高(千円)	14,299,488	13,051,894	581,807
経常損失()(千円)	1,054,102	2,021,049	138,451
支払利息(千円)	500,814	251,800	46,825
たな卸資産(千円)	15,298,630	3,883,780	3,992,838
有利子負債残高(千円)(A)	15,809,457	5,645,471	5,641,600
総資産額(千円)(B)	18,465,426	5,877,962	5,671,346
有利子負債依存度(%) (A)/(B)	85.6	96.0	99.5

(3) 物件の引渡時期等による業績の変動について

不動産分譲事業においては、顧客への引渡時に売上高を計上しておりますが、引渡時につきましては、一般的に転勤及び学期末の時期等の理由により、2月から3月に集中することが多くあり、その結果、売上高の計上が下期に集中する傾向にあります。また天災など不測の事態により物件の引渡時期が期末を越える遅延が生じた場合や期末近くに竣工・引渡を計画している物件について、顧客への引渡が翌期にずれ込む事態が生じた場合には、当該期の当社グループ業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 瑕疵担保責任について

当社グループは独自に「標準仕様書」「品質管理基準」「アフターサービス基準」を定め、設計段階から建設工事・竣工に至る各過程での重要なポイントを各現場で検査・確認し、高品質な住宅づくりに努めております。

また、アフターサービスの充実においてはリビング・サービス・システム(L.S.S.)を構築し、建物竣工後1ヶ月間当社専任スタッフがマンションに常駐し、入居されたお客様からのご要望、各種手直し、修繕などスピーディな対応を行っております。しかしながら、建物竣工後、ある一定期間内において、設計・施工上の問題等に起因する瑕疵など、不具合が生じた場合には、間接的な損害を含め、不具合が原因で生じた損害に対する責任として、損害賠償等による費用が発生する可能性があります。その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) たな卸資産評価損の計上可能性について

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を適用しておりますが、この会計基準は、期末に保有しているたな卸資産について、時価(正味売却価格)が取得原価よりも下落している場合には、その差額について売上原価に費用処理するものであります。今後、景気変動及び不動産市況の悪化等により、時価(正味売却価額)が取得原価よりも下落するたな卸資産が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお当連結会計年度において一部の保有たな卸資産の時価(正味売却価額)が、取得原価より下落したため、評価損として売上原価に14億69百万円を計上しております。

(6) 法的規制について

不動産取引については、「宅地建物取引業法」、「国土利用計画法」、「建築基準法」、「都市計画法」などの法的規制があります。当社グループは宅地建物取引業者としてこれらの規制を受けており、「宅地建物取引業法」に基づく免許を受け、事業を展開しております。

今後、これらの法的規制の改廃や新たな法的規制が設けられる場合等においては、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 災害の発生及び地域偏在について

地震、暴風雨、洪水等の自然災害、戦争、暴動、テロ、火災等の人災が発生した場合、当社が所有する不動産の価値が著しく下落する可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社が保有する不動産は、経済規模や顧客のニーズを考慮に入れ、東京を中心とする首都圏エリアが中心であり、当該地域における地震その他の災害、首都圏経済の悪化等により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 上場廃止基準について

(変更前)

平成23年7月31日現在において、当社グループは債務超過となっております。当該状況を解消すべく、事業再生ADR手続の中で、お取引金融機関に対して、債務超過相当額の債務免除を柱とする金融支援を要請し、関係当事者の合意が得られることを前提として、平成24年7月期においては債務超過の解消を見込んでおります。

しかしながら、平成24年7月期に債務超過の解消が実現しなかった場合には、大阪証券取引所の上場廃止基準に抵触することとなり、当社株式が上場廃止となる可能性があります。

(変更後)

平成23年10月31日現在においても、当社グループは債務超過となっております。当該状況を解消すべく、事業再生ADR手続の中で、お取引先金融機関に対して、債務超過相当額の債務免除を柱とする金融支援を要請し、関係当事者の合意が得られることを前提として、平成24年7月期においては債務超過の解消を見込んでおります。

しかしながら、平成24年7月期に債務超過の解消が実現しなかった場合には、大阪証券取引所の上場廃止基準に抵触することとなり、当社株式が上場廃止となる可能性があります。

(9) 継続企業の前提に関する重要事象等

(変更前)

当社グループは、当連結会計年度におきまして、今後の事業の再構築を目指すにあたり、保有資産の抜本的な見直しを行い、たな卸資産の評価損等を計上した結果、17億29百万円の営業損失、20億21百万円の経常損失及び27億52百万円の当期純損失を計上することとなり、当連結会計年度末において14億16百万円の債務超過となっております。その結果、一部の金融機関と締結している借入契約(平成23年7月31日現在借入残高15億20百万円)について財務制限条項に抵触しております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、今後の事業の再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、事業再生ADR手続による事業の再生を目指し、事業再生ADR手続の取扱事業者として法務省より認証及び経済産業省より認定を受けているJATPに対して、平成23年9月26日に事業再生ADR手続利用についての申請を行い、同日受理されております。

今後は、事業再生ADR手続の中で、お取引金融機関と協議を進めながら、事業再生計画案を策定してまいります。

同計画案につきましては、今後開催予定の債権者会議において、お取引金融機関の合意による成立を目指してまいります。

当社は、事業再生計画案の一環として事業の選択と集中等、徹底的な経営合理化に取り組むなど、不退换の自助努力を行う所存ですが、お取引金融機関に対して、債務超過相当額の債務免除を柱とする金融支援を要請し、関係当事者の合意が得られることを前提として、平成24年7月期においては債務超過を解消する方針であります。

しかし、これらの対応策に関する関係当事者の最終的な合意が得られていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

(変更後)

当社グループは、前連結会計年度におきまして、多額の当期純損失を計上したことにより債務超過となりました。当第1四半期連結累計期間においても193,368千円の四半期純損失を計上しており、依然として債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

(10) 株式価値の希薄化に関わるリスク

平成23年12月28日(水)開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は96,602個(直前の基準日である平成23年7月31日現在)であり、今回の新株式の発行数15,000,000株に係る議決権数は150,000個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は155.3%と25.0%以上になり、相応の株式価値の希薄化が生じる可能性があり、この結果当社株価にも影響を及ぼす可能性があります。

(11) 資金調達に関わるリスク

当社は平成23年12月28日(水)開催の当社取締役会において、株式会社ハウスセゾンを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による新株式の発行は、事業再生ADR手続が成立すること及び平成24年2月20日(月)開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において特別決議により承認されることが条件となります。よって、本臨時株主総会の特別決議により承認されなかった場合及び事業再生ADR手続が成立しなかった場合には資金調達が実行されない可能性があります。

(12) 大株主の状況及び株主構成について

当社は平成23年12月28日(水)開催の当社取締役会において、株式会社ハウスセゾンに割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。事業再生ADR手続が成立し、平成24年2月20日(月)開催予定の臨時株主総会において特別決議により承認された場合、当該第三者割当による新株式の発行により、株式会社ハウスセゾンが保有する当社株式にかかる議決権保有割合は60.82%となることを見込まれます。そのため、当該第三者割当による新株式の発行以後、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすものと見込まれます。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第43期)	自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日	平成23年10月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第44期第1四半期)	自 平成23年8月1日 至 平成23年10月31日	平成23年12月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年10月25日

株式会社明豊エンタープライズ

取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員 公認会計士 三浦 昭彦 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 富岡 慶一郎 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社明豊エンタープライズの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明豊エンタープライズ及び連結子会社の平成22年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社明豊エンタープライズの平成22年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社明豊エンタープライズが平成22年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年10月28日

株式会社明豊エンタープライズ

取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員 公認会計士 三 浦 昭 彦 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 富 岡 慶 一 郎 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社明豊エンタープライズの平成22年8月1日から平成23年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明豊エンタープライズ及び連結子会社の平成23年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末において1,416,076千円の債務超過の状況にあり、一部の金融機関と締結している借入契約について財務制限状況に抵触している。以上より、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。
2. 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成23年9月26日の取締役会において、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特定認証紛争解決手続(事業再生ADR手続)の利用を申請する旨を決議し、同日付で事業再生実務家協会に対し申請し受理され、第1回債権者会議の結果を受けて、平成23年10月24日に100,000千円の借入を実行した。
3. 重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成23年10月17日付で株式会社みずほ銀行に対する控訴を取り下げたことによって、訴訟損失引当金は確定債務となった。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社明豊エンタープライズの平成23年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社明豊エンタープライズが平成23年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年10月25日

株式会社明豊エンタープライズ
取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昭 彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 富 岡 慶 一 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社明豊エンタープライズの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明豊エンタープライズの平成22年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年10月28日

株式会社明豊エンタープライズ
取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昭 彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 富 岡 慶 一 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社明豊エンタープライズの平成22年8月1日から平成23年7月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明豊エンタープライズの平成23年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度末現在において1,591,656千円の債務超過の状況にあり、一部の金融機関と締結している借入契約について財務制限条項に抵触している。以上より、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。
2. 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成23年9月26日の取締役会において、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特定認証紛争解決手続(事業再生ADR手続)の利用を申請する旨を決議し、同日付で事業再生実務家協会に対し申請し受理され、第1回債権者会議の結果を受けて、平成23年10月24日に100,000千円の借入を実行した。
3. 重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成23年10月17日付で株式会社みずほ銀行に対する控訴を取り下げたことによって、訴訟損失引当金は確定債務となった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年12月14日

株式会社明豊エンタープライズ
取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	三浦昭彦	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉村淳一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	富岡慶一郎	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社明豊エンタープライズの平成23年8月1日から平成24年7月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年8月1日から平成23年10月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年8月1日から平成23年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社明豊エンタープライズ及び連結子会社の平成23年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、多額の当期純損失を計上したことにより債務超過となった。当第1四半期連結累計期間においても193,368千円の四半期純損失を計上しており、依然として債務超過の状況である。以上より、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年12月5日開催の取締役会において、会社を支援するスポンサーの選定に関する決議をした。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。